



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

774	生活保護法による指定医療機関の休止	(社会福祉課).....	1
775	生活保護法による指定介護機関の休止	(").....	1
776	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	2
777	"	(").....	2
778	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	2
779	道路の区域変更	(道路保全課).....	3

○ 監査委員告示

1	包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議		3
---	-------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
紀医新 35-26	山口胃腸科	紀の川市西大井148-9	令和 8. 6. 26
海医新 3-26	谷田クリニック	海草郡紀美野町小畑668-1	令和 8. 8. 1
田訪新 20-25	訪問看護ステーションピースフルたなべ	田辺市稲成町79-7 2F	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日

株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	訪問看護ステーションピースフルたなべ	田辺市稲成町79-7 2F	訪問看護・介護予防訪問看護	令和8.8.1
---------	-------------------	--------------------	---------------	---------------	---------

和歌山県告示第776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションMANO	和歌山市西田井366番地の8号	株式会社サンライズ	令和8.8.1

和歌山県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションHOPE. s isu	伊都郡かつらぎ町柏木299番地の1	株式会社LLL	令和8.8.1

和歌山県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業奥谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年9月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

令和8年9月8日から同月28日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字中里字立目1337番2地先から同郡串本町上田原字大郷2359番1地先まで	旧	9.26 } 105.50	1511.20	
同上	新	9.26 } 50.86	1524.00	八郎山トンネル L=711.00

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人福竹徹の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 岩 井 弘 次

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名

辻戸亮平

國芳淳平

川崎航季

横山ひかり

樋口将市

岡部覚

西村惇平

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和8年8月26日から令和9年3月31日まで